

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(係長級職員用③)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	任期付職員は、いずれ任期が切れると国家公務員の身分を失うことから、倫理法・倫理規程の適用対象外である。
2	契約の相手方として利害関係者に該当する企業の下請企業は、契約の相手方そのものではないことから、利害関係者に該当することはない。
3	父の葬儀において、利害関係者から供花が届けられ、家族が知らずに受け取ってしまった。葬儀の最中にそのことに気付いたが、すぐに送り返すこともできなかったため、やむなくそのまま飾っておいた。
4	利害関係者に該当する銀行で住宅ローンを組もうと考えているが、この銀行から貸し付けを受けることは、倫理規程上問題がある。
5	職務として会議に出席した際、昼を挟むことになったため、会議を主催する利害関係者に誘われ、近くのレストランに移動して、利害関係者の負担により1,200円程度の昼食をとった。このような場合、職務として出席した会議の合間にとった安価な昼食なので、倫理規程上問題はない。
6	外国政府要人を招いて開催される国際的な会議に職務として出席することになった。当該会議の一環として、会議出席者のほか、国会議員、マスコミ、有識者など合計100人が参加して夕食会(着座式、座席指定)が行われる。当該会議は、利害関係者に該当する所管の独立行政法人が主催しており、一人当たり12,000円の夕食会の飲食費用は参加者全員分をその独立行政法人が負担するが、このような夕食会に参加することは倫理規程上問題ない。
7	ゴルフ場が主催するオープンコンペに参加したところ、スタート前に同じ組の参加者の中に利害関係者が含まれていることがわかったが、そのままプレーを続けた。
8	公務上の必要性から利害関係者と共に出張することは認められる。
9	利害関係者以外の事業者からであっても、一般の人が受けられないような割引やサービスを何度も受けることは、倫理規程上問題がある。
10	職務として講演を行う場合、利害関係者以外からの依頼であれば、講演料を受け取ってもよい。